

東濃成年後見センター 活動状況報告

1, 成年後見人等受任者の状況 (令和3年3月31日現在)

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市)

多治見市 認知症高齢者 41件

障害者 53件

土岐市 認知症高齢者 42件

障害者 34件

瑞浪市 認知症高齢者 24件

障害者 24件

中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)

中津川市 認知症高齢者 45件

障害者 52件

恵那市 認知症高齢者 31件

障害者 26件

※ 中津川事務所の運営は平成20年6月より

2, 令和1年度成年後見人等受任者の訪問状況

多治見事務所 (担当地域: 多治見市・土岐市・瑞浪市)

直接訪問 自宅 計3,005回

施設 計1,616回

間接訪問 (役所・銀行等への訪問) 計4,661回

中津川事務所 (担当地域: 中津川市・恵那市)

直接訪問 自宅 計1,835回

施設 計123回

間接訪問 (役所・銀行等への訪問) 計6,765回

3, 令和2年度成年後見人等受任者のケース検討会実施状況

18回開催 192ケース

多職種が参加する法人後見のためにケース検討会を毎月実施 (権利侵害への対応には多職種の関わりが必要)。

4, 利益相反の防止方法

被後見人等の殆どが医療サービス及び福祉サービスを利用することが予想されるため、医療サービス及び福祉サービスの関係者は法人の役員に選任しない。

5, 被後見人等の預貯金からの支払方法

預貯金通帳から出金する職員と出納帳を作成する職員を別とし、出金と出納を事務局長が確認。更に多治見事務所と中津川事務所が相互に支払状況を確認。

6, 法人運営の公的性格

当法人は経済的問題及び専門職の不足により第三者後見人等の確保が困難な場合の受け皿としての公的性格が強く、令和3年3月までは、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市に基本的な運営費の負担を頂いている。そのため、本人の蓄財や収入にかかわらず、後見人等の受任を準備している。

伊賀市社会福祉協議会

(いが日常生活自立支援センター・伊賀地域福祉後見サポートセンター)

伊賀市社会福祉協議会は、社会福祉協議会がもつ強み(機能＝地域福祉活動)を活かし、多様な市民、機関、事業所、団体等とつながり、たとえ何らかの支援が必要となったとしても、その人の尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができる地域にしていこうことを目指しています。



伊賀市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「ハビたまワン」

「私のこれからは、私が決める」

日常生活自立支援事業 (契約件数)

- ★認知高齢者等 41件
- ★知的障がい者等 53件
- ★精神障がい者等 69件
- ★その他 15件

生活支援員

- ★登録者 63名
- ★現活動者 18名
- ★生活支援員養成研修 隔年1回
- ★生活支援員月例会 年3回

法人後見事業(独自事業)

- ★後見 5名
- ★保佐 3名
- ★補助 1名
- ★認知症高齢者等 1名
- ★知的障がい者等 5名
- ★精神障がい者等 3名
- ★保佐監督人 1件
- ★累計受任件数 25件

成年後見制度利用支援 (2021年度相談実績)

- ★相談実人員(重複あり)
 - 認知症高齢者等 90件
 - 知的障がい者等 22件
 - 精神障がい者等 41件
 - その他 10件
 - 不明 18件
- ★相談延件数 443件

福祉後見人(市民後見人) 養成・受注

- ★福祉後見人養成研修 隔年1回
- ★養成研修修了者 263名
- ★福祉後見人候補者数 9名
- ★福祉後見人受任件数 2名

後見人サポート

- ★後見人のつどい 年4回
- ★養成研修修了者継続研修 年1回

※2021年12月末現在

☎518-0829 三重県伊賀市平野山之下 380-5 伊賀市総合福祉会館 1階

☎ 0595-21-9970 (いが日常生活自立支援センター)

☎ 0595-21-9611 (伊賀地域福祉後見サポートセンター)

FAX 0595-21-8123 (共通) ✉kouken@hanzou.or.jp (サポートセンター)

特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター 活動状況報告

当法人は、平成20年度から愛知県の知多半島にある行政（5市5町）から委託金を受け、成年後見に関する相談・支援・受け手のない人に対するの受任を行っております。本人の立場に立った権利擁護支援を行う団体です。

1. 成年後見人等受任状況について

後 見					保 佐					補 助					総 計
認知症	知的	精神	その他	合計	認知症	知的	精神	その他	合計	認知症	知的	精神	その他	合計	
163	98	61	13	335	75	55	56	7	193	19	15	14	5	53	581
(376)	(112)	(96)	(34)	(618)	(148)	(61)	(71)	(13)	(293)	(32)	(15)	(18)	(8)	(73)	(984)

※令和3年3月末での受任者数である。（ ）内の数字は死亡者を含むこれまでの受任者数である。

2. 相談支援状況について

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
3,312件	2,951件	2,662件	2,505件	3,039件

※成年後見制度全般の相談から後見受任するまでの支援等で電話・訪問・来訪・担当者会議参加等を行った延べ件数である。

3. 成年後見人等受任者に対するの支援状況について

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
46,780件	49,661件	52,028件	53,484件	58,449件

※受任者に対して、電話・訪問・来訪・担当者会議参加等を行った延べ件数である。

4. 法人運営について

・運営会議の開催

知多半島の行政（5市5町）からの委託を受け、行政との「運営会議」を3ヶ月に1回開催される。ここで事業の状況や事業費のこと等の話がされる。

※委託費について

平成26年・27年度	平成28・29年度	平成30年・31年度	令和2年・3年度
39,111,000円	45,000,000円	54,000,000円	60,000,000円

・運営適正化委員会の開催

法人が成年後見制度・実務に関して「運営適正化委員会」を3ヶ月に1回開催している。構成メンバーは愛知県弁護士会アイズ・愛知県社会福祉士会・リーガルサポート愛知支部・愛知県精神保健福祉士協会からの推薦者となっている。

5. 普及啓発について

成年後見制度及び権利擁護について、一般市民向けの理解を目的としたイベントや支援員などの養成を目的とした講座を開催している。成年後見サポーター養成講座を年2回開催。権利擁護サポーター講座・ろうスクール・専門支援員養成研修講座・成年後見フォーラムを年1回開催。その他、関係機関・行政等が主催する講演会での講演を行っている。

田原市社会福祉協議会

田原市成年後見センター



1 田原市

田原市は、愛知県最南端の渥美半島に位置します。

人口は約 62,000 人（約 22,400 世帯）。

北は三河湾、南は太平洋、西は伊勢志摩を臨む伊勢湾と三方を海に囲まれ、渥美半島のほぼ全域が市域となっています。気候は、太平洋の黒潮の影響で、年間を通じて温暖な気候となっていますが、海に突き出た半島特有の地形のため、年間を通じて大変風の強い地域となっています。

主な産業は、自動車産業と農業（メロン、花き、キャベツ等）と収益性の高い産業が営まれています。また、水産業など個性豊かな産業、渥美半島という生活圏を対象とする商業などもあり、バランスの取れた地域です。

しかし、面積 191.12 km²（縦 10km×横 30kmの細長い地形）、人口密度は約 300 人/km²（知多半島半田市は約 2,400 人/km²）であり、三方を海で囲まれたがゆえに、地域課題を解決するにあたって活用可能な社会資源に限りのある地域でもあります。

2 田原市の特徴・課題

地縁・血縁による住民同士の関わりが薄らぐ中、町部を中心に高齢化率や独居率が上昇し、身寄りのない判断能力の不十分な方が増えています。そして地域には、税や医療費・光熱水費の滞納、悪徳商法・虐待（財産搾取、ネグレクト等）の被害を受ける認知症高齢者、知的・精神障害者が存在します。

しかし、田原市内で開業する弁護士はおらず、成年後見人受任を表明する司法書士も少数です。また権利擁護を目的とする NPO 法人も存在しないことから、セーフティーネットとして社協が判断能力の低下した高齢者・障害者の権利を護る必要があります。

3 検討・設置

平成 19 年度、田原市と愛知県社協の補助・助成を受けて、「田原市成年後見センター設置準備会」を立ち上げ、センター機能や法人後見の受任対象者・財政的な問題等について協議をしました。そうした結果、平成 20 年 2 月、田原市の補助事業として成年後見センターをスタートさせ、平成 24 年度からは市受託事業となっています。

4 田原市成年後見センターの機能（事業実施内容）

センターは次のような機能を担います。

- (1) 成年後見制度や高齢者・障害者の権利擁護に関する相談及び支援、親族後見人等への相談対応や支援
- (2) 市長申立の事務支援
- (3) 法人後見人、法人後見監督人等の受任（セーフティーネット）
- (4) 成年後見制度等の普及、啓発
- (5) その他センターの運営に関し必要な事業

5 田原市成年後見センター運営委員会

センターには運営委員会を設置しており、次のような役割を担っています。

◎所掌事項

- (1) 法人後見人、法人後見監督人等の受任に係る適否に関する審議
- (2) 類型移行申立申請の承認
- (3) 後見人等の辞任申立申請の承認
- (4) 後見業務対象者の支援方針、処遇に関する相談・支援
- (5) 後見業務の監査
- (6) その他運営に関する重要な事項の検討

◎委員会の構成員（10 名）

弁護士、医師、司法書士、福祉事務所長、民生児童委員協議会会長、社協常務理事
地域包括支援センター長（2 事業所）、障害者相談・事業所代表者（2 事業所）、

6 職員体制

事務局・総務課地域福祉係 担当者 4 名（日常生活自立支援事業等、他事業の兼務あり）

7 法人後見の実績（令和 3 年 12 月末現在）

累積受任件数 28 件（内 11 件終了、**現在 17 件受任中**）

類 型	後 見	18 件	保 佐	7 件	補 助	2 件	未成年後見	1 件
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-------	-----



特定非営利活動法人

尾張東部権利擁護支援センター『あすライツ』活動紹介



設立経緯	行政主導によるNPO法人を設立し、平成23年10月から事業開始 ・尾張東部圏域5市1町（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市および東郷町） ・管内人口 約47万5千人
職員体制	・相談員／正規職員4名・契約職員2名・パート2名 社会福祉士 ・事務員／正規職員1名 パート支援員4名 合計13名（令和4年1月現在）
事業予算	尾張東部圏域 5市1町からの委託料、法人後見報酬、会費 委託料 : 令和3年度 4,220万円 法人後見報酬：令和2年度 1,613万円 ③会員会費 25万円

平成31年3月、広域計画として尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画を策定しました。
令和元年からは、計画の進捗状況及び評価等、今後の進行管理を行う成年後見制度利用促進計画進行管理推委員会を立ち上げ、計画に則して事業を推進しています。

事業内容および実績（令和2年度実績）

中核機能	広報・啓発	①講演会 令和2年9月18日『医療における意思決定支援』 成本迅氏 尾張旭市 133名 ②研修会 ア 行政・福祉関係者向け研修会 令和2年7月22日 東郷町/38名 イ 福祉職向け成年後見実務講座 令和2年12月8・14・24日 日進市/26名 ウ 成年後見サポーター養成研修 令和3年2月10・13日 尾張旭市/69名 エ 専門職による権利擁護研修会 第1回 令和3年1月16日 日進市/54名 第2回 令和3年3月24日 日進市/88名 ③成年後見制度に関するプロモーションビデオ制作 ④愛知県市民後見推進事業 令和3年3月3日 ウイルあいち/77名
	相談	①成年後見制度、権利擁護に関する相談事業 令和2年度実績・・・484人 7,248件 ②専門相談の実施 弁護士・司法書士による法律専門相談を実施 平成26年『専門職協力者名簿登録制度』の創設 登録者66名
	利用促進機能	①受任調整機能 ②家庭裁判所との連携 候補者調整 本人情報シート提出 ③担い手活動支援 市民後見人推進検討委員会 3回/年 市民後見人の育成 第3期市民後見人養成研修終了 市民後見人バンク登録者46名(家庭裁判所から選任された市民後見人 延べ20名) ④日常生活自立支援事業ミーティング 2回/年 そろそろシートの活用及びケース検討 ⑤生活困窮者自立支援 相談・同行・ケース会議で判断能力、制度利用の検討
	後見人支援機能	①親族後見人支援 申立書類作成支援及び定期報告作成支援 親族後見人の辞任選任に伴う支援及び候補者調整 ②専門職後見人支援 候補者調整のための事前マッチング機能 マッチング率：100%
	協議会等	適正運営委員会 6回/年 運営協議会 3回/年 成年後見制度利用促進計画進行管理推委員会 2回/年
独自事業	虐待対応	虐待事例検討会 3回/年 豊明市/18名・日進市/35名・尾張旭市/27名
	法人後見	令和2年度実績 60名（後見39名 保佐14名 補助7名 累計105名） ※法人受任ガイドラインに沿って限定的に受任（適正運営委員会にてケース検討）

四日市市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター

●平成 21 年度から事業開始

職員配置 常勤相談員 2 名 兼務相談員 2 名 生活支援員 6 名 (パート)

事務所 住所 三重県四日市市諏訪町 2-2 電話 059-354-8144

●事業内容

1. 実施要綱に基づき以下の事業を実施

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報及び啓発
- (3) 市民後見サポーターの養成及び活動支援
- (4) 成年後見制度に関わる関係機関との連携 (中核機関 令和 4 年度～)
- (5) 日常生活自立支援事業から成年後見制度の移行支援

2. 法人後見事業

3. つなぎ支援

- (1) 入院入所サポート事業
- (2) (包括的相談支援のための)つなぎ支援事業
- (3) 緊急支援事業 (死後事務、支払い代行等)

●相談・支援件数

○成年後見サポートセンター

年度	区分	訪問	電話	来所	代行等	合計
令和 2 年度	相談支援	144 件	363 件	67 件	412 件	986 件
	後見人支援	0 件	3 件	27 件	4 件	34 件
平成 31 年度	相談支援	107 件	355 件	35 件	252 件	749 件
	後見人支援	1 件	6 件	21 件	10 件	38 件

○法人後見事業

内容	件数
受任支援	19 件(新規 4 件、終了 2 件)

○包括的な相談

年度	新規相談件数
令和 2 年度	587 件
平成 31 年度	567 件

○つなぎ支援相談

年度	訪問	電話	来所	その他	合計
令和 2 年度	3,499 件	3,999 件	874 件	3,777 件	12,149 件
平成 31 年度	3,583 件	3,842 件	771 件	2,460 件	10,656 件

○入院入所サポート事業

年度	病院	介護施設	老健	病院(心療内科)	その他	合計
令和 2 年度	58 件	58 件	12 件	5 件	1 件	134 件
平成 31 年度	46 件	52 件	8 件	3 件	1 件	110 件



特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

〒432-8001 浜松市西区西山町 808-72

電話：053-485-8770 FAX：053-522-8123

受付時間：平日 AM 10:00 ~ PM 5:00

<http://www.guardian-center.com/greeting.html>

1 浜松成年後見センターとは

浜松市は人口 82 万人の政令指定都市です。7つの行政区に分かれています。浜松市には、当法人と浜松市社会福祉協議会、既存の社会福祉法人の 3 団体が法人後見として活動しています。当センターは平成 25 年に設立され、本年で 9 年目を迎えました。令和 2 年度のの受任件数は下記のとおりです。

後見類型：84 件（高齢者 34/障害者 50）

保佐類型：63 件（高齢者 31/障害者 32）

補助類型：15 件（高齢者 10/障害者 5）

委任事務契約：37 件

浜松成年後見センターは、法律や医療、福祉の各専門職、そして高齢者や障がい者支援に携わる人達がひとつになって、市民の誰もが権利が擁護され、安心して暮らせる地域の支援のシステムをつくろうと法人後見等を行うために設立されました。地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会、手をつなぐ育成会等と連携し、又、地元の浜松いわた信用金庫と業務提携して、地域で活動しています。

2 専門職の確保

当センターは、法律や医療、福祉の専門家及び後見業務に関わる各分野に及ぶ業種の方々が参画しています。担い手を増やすために、最近ではリタイヤした福祉専門職のスタッフを歓迎するとともに、毎年、実務者（有資格者）養成研修を若干名募集し、少しずつ仲間を増やしています。

浜松市では、成年後見利用促進体制づくりがすすめられ、平成 31 年度には、浜松市社会福祉協議会内に中核機関が設置されました。当センターも、浜松市の成年後見連携ネットワークの一翼として成年後見利用促進協議会に参画し、行政・社協と協力して、市民の権利擁護体制整備に参画しています。

3 浜松成年後見センターの理念 <我々の活動は、社会福祉の視座に立つ人権尊重の支援である>

- ・ 活動は、法的基盤に支えられ、ソーシャルワークの手法により、「人—環境」への介入として行われ、実践モデル・理論に根拠を持つものでなければならない。（事例検討・スーパービジョン・研修 等）
- ・ 活動はチームとしてなされ、多面的視野で検討され進められる。（チームミーティング、支援会議、事例検討会 等）
- ・ 活動は各関係機関と密接に連携し、協働して行われる。（連絡・相談・情報共有、各種会議への参加 等）
- ・ 活動は、専門職集団として責任を持つが、広く市民参画を求め、協働し、『地域力』の増強・強化を目標とする。（研修会・講座・講演会、支援員養成講座 等）
- ・ 活動の成果物は、社会に還元される（行政への提言、大学との協働研究・発表、著作物 等）

名古屋市社会福祉協議会

【所在地】名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階
 【電話】(あんしん) 052-856-3939 (法人) 052-856-2580 【FAX 共通】 052-919-7585
 【HP】(あんしん) <http://www.nagoya-seinenkouken.jp/> (法人) <http://www.nagoya-shakyo.jp/>

名古屋市成年後見あんしんセンター

I 設置・運営

平成 22 年 10 月から名古屋市社会福祉協議会が名古屋市から委託を受けて運営しています。

令和 2 年 7 月から中核機関となりました。

II 事業内容

(1) 成年後見制度に関する相談 (無料)

- ① センター職員 (社会福祉士) による一般相談
- ② 弁護士・司法書士による専門相談 (予約制)

(2) 市民後見人候補者養成研修

市民を対象に計 11 日間約 50 時間の講習

(3) 市民後見人候補者バンクの設置・運営

受任に備えてフォローアップ研修等を実施

(4) 市民後見人の受任調整

「市民後見人サポート委員会」で市民後見人受任調整

(5) 市民後見人の後見活動への支援・監督

成年後見監督人として市民後見人活動の監督・支援

(6) 成年後見制度に関する広報・啓発

(7) 市長申立事務 (戸籍調査・申立決定に係る事務を除く)

(8) 法人後見支援事業 法人後見団体の相談・意見交換

(9) 親族後見人等の活動支援・相談対応

(10) 後見人等候補者の受任調整

(11) 協議会の運営

III 実績

(令和 4 年 1 月末現在)

(1) 市民後見人候補者バンク登録者

養成研修 修了者	登録者			廃止者 未登録者
	男性	女性	計	
186 人	37 人	62 人	99 人	87 人

(2) 市民後見人受任状況

認知症	知的障がい	精神障がい	計
45 件 (内 28 件終了)	16 件 (内 4 件終了)	1 件 (内 1 件終了)	62 件 (内 33 件終了)

※1 件保佐類型、その他は後見類型で、個人受任。名古屋
 市社協がすべての事案で監督人に選任されています。

法人後見センターなごやかぽーと

I 設置・運営

平成 25 年 7 月から名古屋市社会福祉協議会の独自事業として法人後見事業を実施しています。

II 事業内容

・法人後見事業

法人後見業務及び法人後見に関する相談業務。

法人後見受任調整委員会 (外部委員)、法人後見支援員の協力を得ながら、適切な事業運営を行っています。

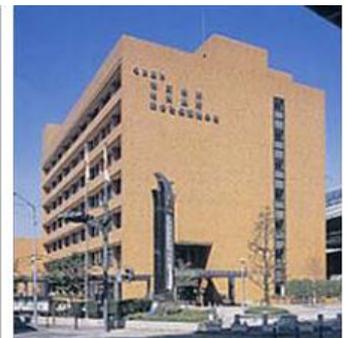
III 実績

(令和 4 年 1 月末現在)

受任状況

	補助	保佐	後見	計
認知症	1 件 (1 件)	9 件 (2 件)	43 件 (28 件)	53 件 (内 31 件終了)
知的障がい	2 件	13 件	6 件 (2 件)	21 件 (内 2 件終了)
精神障がい		4 件	3 件 (1 件)	7 件 (内 1 件終了)
計	3 件 (1 件)	26 件 (2 件)	52 件 (31 件)	81 件 (内 34 件終了)

市民参加による権利擁護支援に取り組みます。





社会福祉法人新城市社会福祉協議会
新城市成年後見支援センター
～ひとりじゃない、よりそう人はそばにいる～



1 新城市の概要

新城市は、平成17年10月1日に新城市・鳳来町・作手村が合併し誕生しました。愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に隣接しています。面積は499km²で、県内2番目の広さとなりました。市域の84%は、三河山間部を形成する豊かな緑に覆われた森林です。

人口は、44,501人、高齢化率は36.5%と高くこの傾向は続くものと予測しています。



2 センターの沿革

平成24年9月、新城市社協内に「検討委員会」を設置し、新城市社協が取り組む成年後見事業の基本的な考え方を調査・研究し、「新城市成年後見事業検討報告書」をまとめました。それをふまえ、成年後見支援センター事業を受託する運びとなり、平成25年10月1日より「新城市成年後見支援センター」を開設しました。その後、成年後見制度に限定した相談に限らず、権利擁護支援のニーズ全般に対応できる機能の必要性が謳われ、令和元年10月1日より、「中核機関」を見据えたセンター機能の拡充を開始し、令和3年10月からは「中核機関」として機能しています。

3 運営・体制等について

(1) 主な業務

- 成年後見制度等に関する相談及び申立等に関する支援
- 市長申立の事務支援
- 成年後見制度に関する広報・啓発
- 運営委員会の設置・開催
- 関係機関等との連絡調整
- 市と協議した成年後見制度に関すること
- センター設置に係る体制整備に関すること
- 法人後見事業（市補助事業）

(2) 職員体制

所長（兼務）1名、相談員3名、非常勤職員1名、よりそいサポーター4名

(3) 支援検討委員会（月1回開催）

【構成員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、MSW

【オブザーバー】 名古屋家庭裁判所豊橋支部

〒441-1363

愛知県新城市字東沖野20番地12
社会福祉法人新城市社会福祉協議会
新城市成年後見支援センター

TEL：(0536) 24-9811

FAX：(0536) 23-5046

E-mail：ss@shinshiroshakyo.or.jp

認定 NPO 法人 東三河後見センターの概要

特定非営利活動法人東三河後見センターは、豊川市、新城市などの知的障がい者の福祉サービス関係者と保護者等が、法人後見ができる法人作りをめざして設立しました。愛知県東三河地域（豊橋市、豊川市、新城市、蒲都市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村（総人口約75万人））を主な活動地域とし、地域・市民と共に考え協働し、生涯その人らしい生活ができるよう支援する「権利擁護のセイフティネット」をめざしています。法人の主な活動は、成年後見制度を必要とする方や市民により身近なものにし、その利用を促進することです。また、専門職・関係機関・行政・市民等とのネットワークを大切にし、成年後見制度とその運用を、いっそう使いやすく、より適切な内容に改善するよう行動し、安心・安全な地域社会づくりに貢献していきます。

- ◆団体名：特定非営利活動法人 東三河後見センター
- ◆所在地：〒442-0033 愛知県豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階
- ◆電話：0533-80-2707 ◆FAX：0533-80-2708 ◆e-mail：kouken-four@ark.ocn.ne.jp
- ◆HP：<http://higashimikawakouken.or.jp/index.html> ◆ブログ <http://higashimikawakouken.sblo.jp/>
- ◆設立年月日：平成 19 年 2 月 22 日 ◆事業開始年月日：平成 19 年 4 月
- ◆代表理事 工藤 明人 ◆役員：理事 8 名 監事 2 名 ◆職員：7 名
- ◆市民後見人候補者名簿搭載者：30 名（令和 3 年度）

主な事業内容（定款 第 5 条より）

- 1.成年後見人等の受任（任意後見を含む）
- 2.契約に基づく見守り、代理等の提供
- 3.後見、保佐、補助監督人及び任意後見監督人への就任
- 4.成年後見制度利用等の相談支援
- 5.本人及び親族等の意志に基づく葬送等の執行
- 6.成年後見制度等の普及・啓発
- 7.市民後見人の養成・支援・指導
- 8.成年後見関係機関との連携・協働
- 9.その他法人の趣旨に合致する範囲の付帯事業



直近の主な活動と実績

- 平成 31 年度 平成 31 年度豊川市市民協働推進事業補助金事業を受託し、30 年度同様の事業名称により「成年後見フォーラム」、「第 1 回成年後見学習会」、「第 2 回成年後見学習会」を企画・実施した。
- 愛知県より令和 2 年 2 月 13 日から令和 7 年 2 月 12 日までの期間で認定特定非営利活動法人として認定を受ける。（3 回目の更新）
- 令和 2 年度 2020 年度日本郵便年賀寄付金の助成を受けて「成年後見制度利用促進のために市民参加の法人後見をシステムとして地域に定着させる事業」として「市民後見人養成講座（全 10 回）」の開催及び『「市民後見人の活動の手引（東三河版）」作成委員会』を設置し、手引きを作成した。
- 令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症予防措置により延期していた市民後見人養成講座の全課程を修了。この講座は、三河地域在住及び就業されている男性 5 名、女性 13 名の 18 名でスタート。そのうちの 16 名の方に修了証書を交付することができた。

成年後見制度利用者

（令和 3 年 12 月 27 日 現在）

類型	補助	保佐	後見	保佐監督	合計
法人後見受任状況	15 名	25 名	66 名	1 名	107 名

上記、法人後見受任件数 107 件の内、43 件を当法人が養成した市民後見人の方（22 名）が後見事務担当者として活動しています。

任意後見制度利用者

任意後見受任者	1 名	任意後見人	0 名
---------	-----	-------	-----



📄 ホームページの QR コード 📄

特定非営利活動法人成年後見もやい

特定非営利活動法人 成年後見 もやい

障害者の
“親なき後問題”
解決のために……

- ➡ 成年後見もやいは主に知的障害者の成年後見人をしている愛知県名古屋市熱田区のNPOです。
- ➡ 現在50件ほどの法定後見人を受任をしています。
- ➡ 知的障害者の「親なきあと問題」でお困りの方は気軽に相談ください。
- ➡ 〒456-0031
愛知県名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号
もやいビル

☎ 052-746-9395

✉ koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

社会福祉法人 豊田市社会福祉協議会 豊田市成年後見支援センター

◆ 豊田市について

豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、愛知県全体の17.8%を占める広大な面積を持ち、人口約42万人のまちです。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、市域を貫く矢作川、季節の野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。



◆ 事業内容

1. 相談業務

相談支援件数（新規）	218 件	（令和3年4月～令和4年1月）
------------	-------	-----------------

2. 利用促進

- (1) 申立支援 実人数：70 件（令和3年4月～令和4年1月）
- (2) 受任者調整 受任者調整件数：43 件（令和3年4月～令和4年1月）
- (3) 関係機関等連絡調整
- (4) 市民後見 第3回とよた市民後見人養成講座を開催しました。
現在8名の市民後見人が活躍しています。



▲とよた市民後見人養成講座の様子

3. 後見人等支援

- (1) チーム会議の実施
- (2) 成年後見人等に対する総合支援

4. 広報・啓発

内容	エンディングノート講座	制度説明	関係機関向け
回数	3回	4回	4回

（令和3年4月～令和4年1月）



▲豊田市版エンディングノート

5. 法人後見

類型	後見	保佐	補助
受任件数	28 件	7 件	9 件

（令和4年1月末現在）

6. 体制整備

- (1) 定例会の開催
- (2) 協議会運営

認知症、知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な方々が安心して暮らせるようお手伝いします。

所在地：〒471-0877 愛知県豊田市錦町1-1-1

TEL：0565-63-5566 FAX：0565-33-2346

Eメール：s-shien@toyota-shakyo.jp

ホームページ：<http://toyota-shakyo.jp/>

人はだれでも『いつもでも自分らしく生きていきたい』という願いを抱いています。けれど、どんなに頑張っても、自分だけではどうにもならないことが起きることがあります。家族にも親族にも、ご近所の人達にも相談できる人がいない、といって役所でも支援してもらえない。

そんなあなたの悩みや困りごとを受け止めてもらえたら、そして希望がかなえられ、願いが表現できたら、どんなに安心できることでしょうか。

私たちは地域に密着して、市民の権利を支えます。

民生児童委員が中心となり、弁護士、社会福祉士、看護師、ケアマネージャーなど多数の専門職が集まり設立したNPO法人です。

『ぷらっとほーむ』とは、“あなたが安心して乗れる電車が、きっと止まってくれる駅”という意味です。

* 身元保証支援・緊急支援

* 生活支援

* 見守り支援

* 金銭管理

* LivingWillの作成、保管

* 終焉支援(死後事務)

『ぷらっとほーむ』は、法人して、任意後見、法定後見を受任しています。

必要に応じて、法律専門職につなげる支援し、責任を持ってお手伝いします。

.....
認定NPO法人 権利擁護支援・ぷらっとほーむ

★★2021年11月22日より、事務所移転しました★★

(郵便番号、電話番号に変更ありません。住所のみ変更しております)

〒458-0041 名古屋市緑区鳴子町2丁目170番地

TEL 052(899)3220 / FAX 052(899)3221

URL <http://www.kenriyogo.org>



特定非営利活動法人

海部南部権利擁護センター

海部南部権利擁護センターは、行政（弥富市、蟹江町、飛島村）主導により設立されたNPO法人であり、令和3年1月に開所しました。弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村は愛知県西部、三重県との県境に位置します。圏域の人口は約8万5千人。弥富市は大和郡山と並び金魚の一大生産地であり、日本にいる金魚の全品種である約26種類がすべてそろった産地となります。蟹江町には愛知県内で唯一、日本の名湯百選に選ばれた尾張温泉があります。隣接する名古屋市のベッドタウンであり、日本で市町村名に蟹のつくのはこの蟹江町だけです。飛島村は昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした貿易の拠点としての機能が共存している村です。財政健全度が全国の町村の中で1位であることも有名です。



[事業内容]

相談窓口	相談員による相談	電話や窓口での相談受付。必要に応じて訪問による対応。
	巡回相談	3市町村にて毎月1回、サテライト相談所の開設
	弁護士相談（要予約）	月に1回、成年後見制度に詳しい弁護士による相談受付
成年後見制度利用支援	広報・啓発	成年後見制度や権利擁護の住民理解を深めていただくために、講座および研修会・講演会等の開催。地域での集いや様々な機関等からの依頼による出前講座も行います。※毎月1回権利擁護勉強会を開催
	申立て支援	①家庭裁判所に申立てを行う際の必要書類の説明や、申立書類の作成方法や内容確認などの支援。 ②申立て書類の作成を法律専門職に依頼する場合のあっせん。 ③後見人候補者の調整。
	ネットワークの活用	権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、また現在後見業務を行っている方をチームで支援するために、地域にある機関や専門職と連携する地域連携ネットワークの活用を図る。
	法人後見	後見人候補者の不在、個人での受任が困難と思われる場合、適正運営委員会の判断による法人後見受任。
障がい者 基幹相談支援	障がい者相談支援事業との連携	・自立支援協議会ははじめ、障がいにかかわる各会議に参加。 ・必要に応じて個別ケースの相談会議へも参加。
	権利擁護・虐待防止の普及・啓発	・障がいのある方の権利を守るために成年後見制度の利用を支援します。 ・虐待防止や差別解消に関する研修会や勉強会を開催します。

[組織運営体制]

運営協議会

行政担当課により委託事業の内容、予算等を協議。

適正運営委員会

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、行政などにより、
①法人受任の可否、適正な法人後見業務の確認
②後見人候補者の調整
③権利擁護センター業務全般、個別の案件に対し、権利擁護の視点より助言

総会・理事会

事業の計画および報告、予算や決算、その他運営等を採決。

[職員体制] ・相談員/正規職員3名、契約職員1名（社会福祉士）